

契約者特典について

1. 通勤通学トラブルヘルプコール

(1) サービス対象者

当保険契約者（注）向けのサービスです。保険申込完了後、保険契約者は携帯電話・スマートフォンにヘルプコール利用画面を bookmark 登録することで当サービスが利用可能となります。（暗号化通信非対応の携帯電話はヘルプコールが利用できませんので予めご承知おきください。）

（注）ヘルプコールを利用する権利は、被保険者へ譲渡することができます。譲渡する場合は被保険者のメールアドレスを、保険申込画面の「通勤通学トラブルヘルプコール用の携帯メールアドレス」欄に入力してください。以下（2）から（4）の「保険契約者」を「被保険者」と読み替えてください。）

(2) 通勤通学トラブル発生時の流れ

①保険契約者は携帯電話・スマートフォンのヘルプコール利用画面のボタンを押します。②上記①でボタンが押されると、当社に登録された弁護士の携帯電話・スマートフォンに一斉にメールが送信されます。

③対応可能な弁護士から保険契約者の携帯電話・スマートフォンへメールが届きます。メールには弁護士名・電話番号等が記載されています。

④保険契約者から弁護士へ電話をしてください。弁護士が状況に応じたアドバイスを行います。

(3) 弁護士に対する報酬

事件発生後48時間に発生した弁護士の相談料、接見費用（交通費などを含む。）は、以下の①から③を除き、当社が負担します。事件発生後48時間を超えた部分の弁護士の相談料、接見費用（交通費などを含む。）は保険契約者負担となります。ただし、痴漢冤罪・痴漢被害事件の場合は、以下の③を除き、事件発生後48時間を超えた部分の弁護士費用も補償対象となります。（弁護士費用等保険金の保険金額が上限です。）

①被疑者段階の弁護活動にかかる着手金、報酬金

②通勤通学トラブル以外で当サービスを利用した場合の弁護士に対する報酬

③痴漢行為を行っていた場合（冤罪ではない場合）。なお、保険契約者が冤罪を主張している場合は、一旦は当社が弁護士報酬を負担しますが、冤罪でないことが判明した場合は、当社から保険契約者へ当社負担額を請求します。

(4) ご留意いただきたいこと

①利用可能時間は平日7～10時と17～24時です。（土日祝日・12/29～1/3を除く）

②ヘルプコール利用画面のボタンは保険期間中1回のみ利用できます。

③ヘルプコール利用画面のボタンが押された場合、当社に登録された弁護士の携帯電話・スマートフォンへ即時にメールが送信されますが、対応可能な弁護士から保険契約者へメールが届くまでに時間がかかる場合があります。事件発生からメールが届くまでの時間や対応可能弁護士数の保証は行っていません。当社は、当サービスの遂行に最善を尽くしますが、保険契約者に不利益や不都合が生じた際の責任は負いかねます。

④当サービスは、保険契約者と弁護士が電話で会話し、弁護士が状況に応じたアドバイスを行うことを主に想定しております。事件発生後すぐに弁護士が現場にかけつけることを想定したものではありません。

ん。

2. 弁護士無料相談について

(1) サービス対象者

当保険契約者向けのサービスです。弁護士無料相談はメールで承ります。

(2) 弁護士無料相談の流れ

保険申込完了時に届くメールおよびマイページに、弁護士直通のメールアドレスが表示されていますので、相談内容をメールしてください。(相談内容は直接法律事務所へ送信され、当社は閲覧しません。)

(3) 弁護士に対する報酬

無料相談の範囲を超えると保険契約者負担となります。その際は弁護士から事前にご案内します。無料相談の範囲は相談内容によって異なり、その都度弁護士が判断します。

(4) ご留意いただきたいこと

- ①ご相談の内容によっては2～3営業日お待ちいただく事がございます。
- ②明らかに法律の相談では無いものに関しては回答しかねる事がございます。
- ③契約者ご本人以外の事案に関する相談については回答しかねる事がございます。
- ④メール本文に以下の点必ずご記載下さい。

- 1 証券番号
- 2 氏名
- 3 居住地（市区町村まで）

上記、記載が無い場合および契約者でない場合は、保険契約の確認ができず返答が出来かねますのでご承知おき下さい。